

平成31年第1回

瑞浪市議会定例会議案

平成31年2月26日

目 次

議第 2 号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 4 号	瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の制定について……………	3
議第 5 号	瑞浪市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………	5
議第 6 号	瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について……………	9
議第 7 号	瑞浪市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	1 4
議第 8 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
議第 9 号	瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
議第 1 0 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議第 1 1 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1
議第 1 2 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 2
議第 1 3 号	瑞浪市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議第 1 4 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	2 4
議第 1 5 号	市道路線の認定について……………	2 5
議第 1 6 号	財産の取得について……………	2 6
議第 1 7 号	財産の取得について……………	2 7
議第 1 8 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 7 号）……………	2 8
議第 1 9 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）……………	3 2
議第 2 0 号	平成 3 0 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	3 9
議第 2 1 号	平成 3 0 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	4 1
議第 2 2 号	平成 3 0 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	4 3
議第 2 3 号	平成 3 0 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	4 5

議第24号	平成30年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）	47
議第25号	平成30年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）	49
議第26号	平成31年度瑞浪市一般会計予算	50
議第27号	平成31年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	58
議第28号	平成31年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	62
議第29号	平成31年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	66
議第30号	平成31年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算	71
議第31号	平成31年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	73
議第32号	平成31年度瑞浪市水道事業会計予算	76
議第33号	平成31年度瑞浪市下水道事業会計予算	79

議第 2 号

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間
における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 1 0 4 条第 4 項第 2 号」を「第 1 0 4 条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 号

瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第 1 項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学部分休業を承認することができる。

2 修学部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、3 0 分を単位として行うものとする。

3 法第 2 6 条の 2 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 3 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 9 1 条に規定する専攻科及び同法第 9 7 条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第 1 0 8 条に規定する短期大学

(3) 学校教育法第 1 1 5 条に規定する高等専門学校

(4) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(5) 学校教育法第134条に規定する各種学校

4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、その課程の履修に支障が生ずるとき。

(4) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 5 号

瑞浪市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

瑞浪市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 6 項から第 8 項まで及び第 11 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が第 5 条に規定する申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を經營することその他の個人が業として行う活動であつて、外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて、外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、前項に規定する申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、瑞浪市職員の勤務時間、休暇

等に関する条例（平成7年条例第1号）第14条に規定する特別休暇（瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第5号）第15条第1項第6号又は第7号に規定する場合に限る。）を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければな

らない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者は、その者の号給を調整することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 6 号

瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、瑞浪市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集)

第 2 条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 1 5 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

(募集実施要項の作成及び周知)

第 3 条 任命権者は、前条の規定による募集（以下「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前条各号の別

(2) 第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又

は期間

- (3) 募集をする人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知するための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第5条第1項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第6条第2項の規定による通知の予定時期
- (9) 次条第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) 前各号に掲げるもののほか、募集に関し必要と認められる事項

2 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が前項第3号に規定する募集をする人数（以下「募集人数」という。）に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、前条第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしなければならない。

（募集の期間の延長及び満了）

第4条 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員（以下「応募者」という。）の数が募集人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募者の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(応募又は応募の取下げ)

第5条 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第9条第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和36年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号。以下「退職手当条例」という。）

第2条第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第3条第1項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。次条第1項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

(応募の認定)

第6条 任命権者は、応募者について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集人数を超える分の応募者について認定しないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は前条第1項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、法第29条の規定による懲戒処分又はこ

れに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

（退職すべき期日の通知）

第7条 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前条第2項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

（退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ）

第8条 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が次条第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

（認定の失効）

第9条 認定応募者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定は、その

効力を失う。

- (1) 退職手当条例第15条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 退職手当条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当したとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第7条若しくは前条第2項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第5条第1項の規定により応募を取り下げたとき。

(公表)

第10条 任命権者は、この条例の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第6条第1項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第7号

瑞浪市犯罪被害者等支援条例の制定について

瑞浪市犯罪被害者等支援条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護することにより、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的損失、精神的苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う個人又は

法人その他の団体をいう。

(6) 関係機関等 国、岐阜県、岐阜県警察本部その他の関係機関及び
犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止に最大限配慮して講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、相互に連携して犯罪被害者等の支援を実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第8条 市は、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、相談、助言、情報提供その他犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害防止の重要性その他犯罪被害者等に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 6 中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 20 条第 1 項各号列記以外の部分中「58 万円」を「61 万円」に改め、同項第 2 号中「27 万 5 千円」を「28 万円」に改め、同項第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「58 万円」を「61 万円」に改める。

附則第 5 条の見出し中「平成 22 年度以降の」を削り、同条中「平成 22 年度以降の」を削り、「保険料」を「保険料（所得割額に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 9 号

瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年条例第 3
6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「その他これらに類するもの」を削る。

第 13 条中「依頼した者」の次に「（以下「依頼者」という。）」を加え
る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 11 条関係）

区分		単位	使用料
窯業機器		1 回	5 0 0 円
電気炉（20 キロワット）	摂氏 8 5 0 度以下	1 回	6 , 0 0 0 円
	摂氏 1 , 2 5 0 度以下	1 回	9 , 0 0 0 円
電気炉（10 キロワット）	摂氏 8 5 0 度以下	1 回	4 , 0 0 0 円
	摂氏 1 , 2 5 0 度以下	1 回	8 , 0 0 0 円
電気炉（5 キロワット）	摂氏 8 5 0 度以下	1 回	2 , 0 0 0 円
	摂氏 1 , 2 5 0 度以下	1 回	4 , 0 0 0 円

備考 使用者が、市内に住所を有しない者又は市内に所在地を有しない法

人の場合は、当該使用料の10分の5の額を加算するものとする。

別表第2（第13条関係）

区分		単位	手数料	
試験、検査及び分析	粒度分析	1 試料	3, 000 円	
	鉛・カドミウム溶出試験	1 試料	600 円	
	スポーリング試験	1 試料	1, 800 円	
模型、図案等加工製作	模型、原型又は意匠試作	1 点 1 時間	3, 000 円	
	CAD・C AM試作	データ作成	1 点 1 時間	3, 000 円
		切削加工	1 点 1 時間	500 円

備考

- 1 依頼者が、市内に住所を有しない者又は市内に所在地を有しない法人の場合は、当該手数料の10分の5の額を加算するものとする。
- 2 模型、図案等加工製作に要した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間に切り上げて計算する。
- 3 切削加工に係る手数料は、1点1時間500円に、使用する切削用石膏100立方センチメートル当たり100円又は切削用樹脂100立方センチメートル当たり200円を加算した額とする。ただし、切削用石膏又は切削用樹脂の使用量に100立方センチメートル未満の端数があるときは、その端数を100立方センチメートルに切り上げて計算する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 10 号

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例

瑞浪市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

団地名	所在地
小里	瑞浪市稲津町小里 1 9 4 6 番地の 1
鶴城	瑞浪市土岐町 2 7 7 7 番地
竜吟	瑞浪市釜戸町 1 0 6 9 番地の 3 6 3
公文垣内	瑞浪市釜戸町 5 8 6 番地の 1
下山田	瑞浪市山田町 8 4 6 番地の 1
日吉	瑞浪市日吉町 4 0 8 7 番地の 1
名滝	瑞浪市土岐町 3 5 6 8 番地の 1
紺屋原	瑞浪市西小田町 3 丁目 1 8 9 番地
大法原	瑞浪市南小田町 1 丁目 6 8 番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 号

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 3 条第 8 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議第 1 2 号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 1 7 条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第 4 4 条第 1 4 号中「充てん」を「充填」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 6 条第 1 項の改正規定は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

議第 13 号

瑞浪市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
瑞浪市学校給食センター設置条例（平成 14 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改める。

第 4 条中「適性」を「適正」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 4 号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
和 田 隆 彦	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 15 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1670	中畑 7 号線	釜戸町字中畑 2 6 2 6 番 1 9 1 地先 釜戸町字中畑 2 6 2 6 番 2 1 6 地先	

議第16号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 化学消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 70,833,920円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第17号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 小中学校教師用タブレットパソコン 86台
小中学校児童生徒用タブレットパソコン 120台
周辺機器 10台
保管庫 17台 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 35,640,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地4
株式会社インフォファーム
代表取締役 辻 博文 |

議第18号

平成30年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）

平成30年度瑞浪市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,523,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,082,668	88,723	3,171,391
	1 地方交付税	3,082,668	88,723	3,171,391
15 県支出金		1,172,467	107,077	1,279,544
	2 県補助金	556,048	107,077	663,125
20 諸収入		385,755	10,000	395,755
	4 雑入	269,599	10,000	279,599
21 市債		2,494,400	79,200	2,573,600
	1 市債	2,494,400	79,200	2,573,600
歳入合計		18,238,900	285,000	18,523,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		494,143	285,000	779,143
	1 農業費	463,235	285,000	748,235
歳出合計		18,238,900	285,000	18,523,900

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農産物等直売所規模拡大整備事業	287,427

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農産物等直売所規模拡大整備事業	79,200	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

議第 19 号

平成 30 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 30 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 675,900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,848,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		4,854,000	35,000	4,889,000
	1市民税	2,078,000	20,000	2,098,000
	2固定資産税	2,153,000	10,000	2,163,000
	3軽自動車税	98,000	5,000	103,000
2地方譲与税		173,000	△4,000	169,000
	2自動車重量譲与税	123,000	△4,000	119,000
5株式等譲渡所得割交付金		23,000	△8,000	15,000
	1株式等譲渡所得割交付金	23,000	△8,000	15,000
6地方消費税交付金		662,000	15,000	677,000
	1地方消費税交付金	662,000	15,000	677,000
7ゴルフ場利用税交付金		180,000	△13,000	167,000
	1ゴルフ場利用税交付金	180,000	△13,000	167,000
8自動車取得税交付金		45,000	11,000	56,000
	1自動車取得税交付金	45,000	11,000	56,000
10地方交付税		3,171,391	10,500	3,181,891
	1地方交付税	3,171,391	10,500	3,181,891
12分担金及び負担金		76,477	△4,654	71,823
	1分担金	18,230	△3,715	14,515
	2負担金	58,247	△939	57,308
13使用料及び手数料		420,104	△18,976	401,128
	1使用料	253,290	△17,213	236,077
	2手数料	166,814	△1,763	165,051
14国庫支出金		2,951,883	△104,506	2,847,377
	1国庫負担金	1,869,062	△86,990	1,782,072
	2国庫補助金	1,074,267	△17,516	1,056,751
15県支出金		1,279,544	△226,371	1,053,173
	1県負担金	539,592	△43,680	495,912
	2県補助金	663,125	△182,691	480,434
16財産収入		100,302	8,311	108,613
	1財産運用収入	89,541	△189	89,352
	2財産売却収入	10,761	8,500	19,261

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		104,376	1,130	105,506
	1 寄附金	104,376	1,130	105,506
18 繰入金		598,000	△44,779	553,221
	1 基金繰入金	574,202	△44,504	529,698
	2 財産区繰入金	23,798	△275	23,523
20 諸収入		395,755	△1,055	394,700
	1 延滞金、加算金及び過料	5,922	2,100	8,022
	4 雑入	279,599	△3,155	276,444
21 市債		2,573,600	△331,500	2,242,100
	1 市債	2,573,600	△331,500	2,242,100
歳入合計		18,523,900	△675,900	17,848,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,006,952	△53,871	1,953,081
	1 総務管理費	1,673,737	△47,279	1,626,458
	2 徴税費	187,281	△4,592	182,689
	3 戸籍住民 基本台帳費	74,768	△2,000	72,768
3 民生費		5,046,261	△190,261	4,856,000
	1 社会福祉費	2,620,890	△33,616	2,587,274
	2 児童福祉費	2,192,528	△156,645	2,035,883
4 衛生費		1,355,086	△53,364	1,301,722
	1 保健衛生費	371,254	△1,234	370,020
	2 清掃費	870,750	△50,950	819,800
	3 環境費	113,082	△1,180	111,902
5 労働費		20,489	△161	20,328
	1 労働諸費	20,489	△161	20,328
6 農林水産業費		779,143	△185,962	593,181
	1 農業費	748,235	△181,642	566,593
	2 林業費	30,908	△4,320	26,588
7 商工費		408,013	△16,953	391,060
	1 商工費	408,013	△16,953	391,060
8 土木費		1,230,406	△55,793	1,174,613
	1 土木管理費	66,318	△9,000	57,318
	2 道路橋梁費	719,809	4,930	724,739
	4 都市計画費	314,028	△50,058	263,970
	5 住宅費	86,602	△1,665	84,937
9 消防費		596,374	△20,943	575,431
	1 消防費	596,374	△20,943	575,431
10 教育費		4,408,460	△40,251	4,368,209
	1 教育総務費	252,643	1,130	253,773
	2 小学校費	451,267	△18,700	432,567
	3 中学校費	2,680,462	△15,481	2,664,981
	5 社会教育費	369,272	△2,000	367,272
	6 保健体育費	464,468	△5,200	459,268

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸支出金		634,865	△15,000	619,865
	1 公営企業費	634,865	△15,000	619,865
14 災害復旧費		71,400	△43,341	28,059
	1 土木施設 災害復旧費	71,400	△43,341	28,059
歳出合計		18,523,900	△675,900	17,848,000

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	経済対策プレミアム付商品券発行事業	2,680
4 衛生費	1 保健衛生費	風しん対策事業	5,070
8 土木費	2 道路橋梁費	南垣外北野線道路改良事業	51,000
8 土木費	2 道路橋梁費	土岐橋架替関連事業	20,000
8 土木費	2 道路橋梁費	瑞浪恵那道路整備関連事業	3,000
8 土木費	4 都市計画費	道の駅整備事業	15,612
8 土木費	4 都市計画費	都市公園再整備事業	6,653
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター施設管理経費	6,156
14 災害復旧費	1 土木施設 災害復旧費	現年土木施設補助災害復旧事業	8,340

第3表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥収集車等購入事業	4,800	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
中山間地域総合整備事業	14,400			
県営事業負担事業	7,700			
八伏線道路改良事業	9,000			
防火水槽設置事業	15,000			
日吉中学校転用改修事業	3,600			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
不燃物最終処分場整備事業	12,700	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	11,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
県営ため池等整備事業	9,000				7,200			
消防団拠点施設建設事業	5,200				2,600			
小学校施設事業 空調整備事業	86,600				80,000			
瑞浪北中学校施設整備事業	1,342,000				1,100,000			
中学校施設事業 空調整備事業	24,200				21,500			
現年土木施設補助災害復旧事業	25,300				5,700			

議第 20 号

平成 30 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		130,500	△1,200	129,300
	1 一般会計 繰入金	130,500	△1,200	129,300
7 諸収入		540	1,200	1,740
	2 雑入	500	1,200	1,700
歳入合計		490,100	0	490,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		460,738	0	460,738
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	460,738	0	460,738
歳出合計		490,100	0	490,100

議第 2 1 号

平成 3 0 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 8 4, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		677,980	△13,310	664,670
	1 一般被保険者国民健康保険料	672,190	△13,310	658,880
3 県支出金		2,512,597	4,073	2,516,670
	1 県補助金	2,512,597	4,073	2,516,670
5 繰入金		282,700	4,300	287,000
	1 一般会計繰入金	251,700	4,300	256,000
6 繰越金		100,616	12,514	113,130
	1 繰越金	100,616	12,514	113,130
7 諸収入		3,801	△2,077	1,724
	1 雑収入	3,801	△2,077	1,724
歳入合計		3,578,500	5,500	3,584,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		71,234	△2,500	68,734
	1 総務管理費	71,234	△2,500	68,734
2 保険給付費		2,467,791	7,058	2,474,849
	1 療養諸費	2,157,847	10,000	2,167,847
	4 任意給付費	16,107	△2,942	13,165
3 国民健康保険事業費納付金		932,405	0	932,405
	1 医療給付費分	660,860	0	660,860
	2 後期高齢者支援金等分	205,700	0	205,700
	3 介護納付金分	65,845	0	65,845
6 諸支出金		36,542	942	37,484
	1 償還金及び還付加算金	36,542	942	37,484
歳出合計		3,578,500	5,500	3,584,000

議第 2 2 号

平成 3 0 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 3, 1 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 4 7 4, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		708,007	△415	707,592
	1 介護保険料	708,007	△415	707,592
3 国庫支出金		772,242	△7,704	764,538
	1 国庫負担金	556,588	△13,750	542,838
	2 国庫補助金	215,654	6,046	221,700
4 支払基金 交付金		868,604	△19,367	849,237
	1 支払基金 交付金	868,604	△19,367	849,237
5 県支出金		466,573	△9,216	457,357
	1 県負担金	446,341	△9,000	437,341
	2 県補助金	20,232	△216	20,016
7 繰入金		600,632	△26,398	574,234
	1 一般会計 繰入金	588,470	△14,236	574,234
	2 基金繰入金	12,162	△12,162	0
歳入合計		3,537,500	△63,100	3,474,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		117,456	△3,500	113,956
	1 総務管理費	63,761	△3,500	60,261
2 保険給付費		3,085,943	△70,000	3,015,943
	1 介護サービス 等諸費	2,841,332	△56,000	2,785,332
	2 介護予防 サービス等諸費	63,325	△3,000	60,325
	3 その他諸費	4,113	△1,000	3,113
	5 特定入所者介護 サービス等費	119,024	△10,000	109,024
3 基金積立金		220	13,900	14,120
	1 基金積立金	220	13,900	14,120
4 地域支援 事業費		213,231	△3,500	209,731
	2 一般介護 予防事業費	50,265	△3,500	46,765
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	59,512	0	59,512
歳出合計		3,537,500	△63,100	3,474,400

議第 2 3 号

平成 3 0 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5, 3 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		700	4,200	4,900
	1 繰越金	700	4,200	4,900
歳入合計		41,100	4,200	45,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		28,337	△999	27,338
	1 駐車場費	28,337	△999	27,338
2 公債費		11,763	△677	11,086
	1 公債費	11,763	△677	11,086
3 基金積立金		500	5,876	6,376
	1 基金積立金	500	5,876	6,376
歳出合計		41,100	4,200	45,300

議第24号

平成30年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,143,300千円	0千円	1,143,300千円
第1項 営業収益	908,405千円	15,000千円	923,405千円
第2項 営業外収益	234,895千円	△15,000千円	219,895千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「346,500千円」を「327,700千円」に、「18,846千円」を「17,453千円」に、「327,654千円」を「310,247千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	169,100千円	7,200千円	176,300千円
第1項 工事負担金	13,540千円	3,060千円	16,600千円
第2項 分担金	23,137千円	4,140千円	27,277千円
	支	出	
第1款 資本的支出	515,600千円	△11,600千円	504,000千円
第1項 建設改良費	343,625千円	△11,600千円	332,025千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「80,409千円」を「65,409千円」に改める。

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光二

議第 2 5 号

平成 3 0 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 3 0 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 3 0 年度瑞浪市下水道事業会計予算第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	1, 203, 225 千円	△9, 000 千円	1, 194, 225 千円
第 2 項 営業外収益	656, 953 千円	△9, 000 千円	647, 953 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1, 202, 225 千円	△9, 000 千円	1, 193, 225 千円
第 1 項 営業費用	1, 052, 884 千円	△9, 000 千円	1, 043, 884 千円

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第26号

平成31年度瑞浪市一般会計予算

平成31年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市 税		5,094,800
	1市 民 税	2,096,900
	2固 定 資 産 税	2,369,800
	3軽 自 動 車 税	107,000
	4市 た ば こ 税	234,000
	5鉱 産 税	10
	6入 湯 税	790
	7都 市 計 画 税	286,300
2地 方 譲 与 税		174,600
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	49,000
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	119,000
	3森 林 環 境 譲 与 税	6,600
3利 子 割 交 付 金		11,000
	1利 子 割 交 付 金	11,000
4配 当 割 交 付 金		18,000
	1配 当 割 交 付 金	18,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		15,000
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000
6地 方 消 費 税 交 付 金		678,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	678,000
7ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		167,000
	1ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	167,000
8自 動 車 取 得 税 交 付 金		24,000
	1自 動 車 取 得 税 交 付 金	24,000
9環 境 性 能 割 交 付 金		4,500
	1環 境 性 能 割 交 付 金	4,500
10地 方 特 例 交 付 金		41,400
	1地 方 特 例 交 付 金	41,400
11地 方 交 付 税		2,950,000
	1地 方 交 付 税	2,950,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		4,200
	1 交通安全対策特別交付金	4,200
13 分担金及び負担金		62,277
	1 分担金	8,338
	2 負担金	53,939
14 使用料及び手数料		402,317
	1 使用料	236,973
	2 手数料	165,344
15 国庫支出金		2,017,260
	1 国庫負担金	1,064,094
	2 国庫補助金	945,700
	3 委託金	7,466
16 県支出金		1,255,713
	1 県負担金	525,703
	2 県補助金	624,095
	3 委託金	105,915
17 財産収入		91,549
	1 財産運用収入	90,758
	2 財産売払収入	791
18 寄附金		100,280
	1 寄附金	100,280
19 繰入金		469,087
	1 基金繰入金	413,216
	2 財産区繰入金	55,871
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		238,917
	1 延滞金、加算金及び過料	5,914
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	105,390
	4 雑収入	127,611

(単位：千円)

款	項	金額
22 市	債	1, 490, 100
	1 市 債	1, 490, 100
歳 入	合 計	15, 410, 000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		175,762
	1 議会費	175,762
2 総務費		1,730,406
	1 総務管理費	1,369,613
	2 徴税費	199,888
	3 戸籍住民基本台帳費	77,489
	4 選挙費	60,977
	5 統計調査費	14,710
	6 監査委員費	7,729
3 民生費		4,844,176
	1 社会福祉費	2,701,840
	2 児童福祉費	1,929,451
	3 生活保護費	212,385
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,379,424
	1 保健衛生費	366,016
	2 清掃費	912,438
	3 環境費	100,970
5 労働費		15,228
	1 労働諸費	15,228
6 農林水産業費		603,755
	1 農業費	564,269
	2 林業費	39,486
7 商工費		463,889
	1 商工費	463,889
8 土木費		1,365,224
	1 土木管理費	53,466
	2 道路橋梁費	719,113
	3 河川費	94,412
	4 都市計画費	335,494
	5 住宅費	162,739

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		986,520
	1 消 防 費	986,520
10 教 育 費		1,641,194
	1 教 育 総 務 費	255,867
	2 小 学 校 費	292,168
	3 中 学 校 費	204,318
	4 幼 稚 園 費	190,396
	5 社 会 教 育 費	427,873
	6 保 健 体 育 費	270,572
11 災 害 復 旧 費		6,300
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,300
12 公 債 費		1,606,305
	1 公 債 費	1,606,305
13 諸 支 出 金		571,817
	1 公 営 企 業 費	571,817
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		15,410,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
人権施策推進指針改訂業務委託料	平成32年度	1,200
移住定住促進奨励金 (平成31年度決定分)	平成32年度から 平成35年度まで	瑞浪市移住定住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
三世同居・近居世帯定住奨励金 (平成31年度決定分)	平成32年度から 平成35年度まで	瑞浪市三世同居・近居世帯 定住奨励金交付規則 第5条の規定による額
若者世帯民間賃貸住宅入居奨励金 (平成31年度決定分)	平成32年度から 平成33年度まで	瑞浪市若者世帯民間賃貸住宅 入居奨励金交付規則第4条及び 第5条の規定による額
高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	5,000
障害福祉計画等策定業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	6,300
幼児園給食調理業務委託料	平成31年度から 平成34年度まで	250,500
予防接種委託料	平成31年度から 平成32年度まで	45,014
医師・歯科医師等出務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	2,800
予防接種ワクチン購入費	平成31年度から 平成32年度まで	25,129
がん検診等委託料	平成31年度から 平成32年度まで	38,480
血液検査委託料	平成31年度から 平成32年度まで	2,026
企業立地奨励金 (平成31年度指定業者分)	平成31年度から 平成37年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
道の駅基本計画策定業務委託料	平成32年度	10,600
加知奨学金 (平成31年度決定分)	平成32年度から 平成36年度まで	18,000
奨学金 (平成31年度決定分)	平成32年度から 平成36年度まで	5,400
総合文化センター電話機賃借料	平成32年度	60

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	12,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
不燃物最終処分場整備事業	17,200			
混合焼却施設設備改修事業	148,400			
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	1,200			
市道等整備交付金事業	70,600			
南垣外北野線道路改良事業	140,000			
土岐橋架替関連事業	21,600			
瑞浪恵那道路整備関連事業	15,500			
論栃3号線道路改良事業	27,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	1,800			
県単急傾斜地崩壊対策事業	5,700			
猿爪川浸水対策事業	24,300			
都市公園再整備事業	30,700			
狭あい道路整備等促進事業	9,000			
市営住宅長寿命化事業	46,500			
消防ポンプ自動車等更新事業	14,100			
消防団拠点施設建設事業	61,900			
消防車両・救急車両等更新事業(単独)	23,800			
防火水槽設置事業	15,000			
防災行政無線更新事業	264,000			
旧日吉中学校転用改修事業	38,000			
過年土木施設補助災害復旧事業	1,800			
臨時財政対策債	500,000			

議第 27 号

平成 31 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 31 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 495,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		354,758
	1 後期高齢者医療保険料	354,758
2 使用料及び手数料		45
	1 手数料	45
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		13,857
	1 委託金	13,857
	補助金	0
4 繰入金		126,300
	1 一般会計繰入金	126,300
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		640
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑収入	600
国庫支出金		0
	国庫補助金	0
歳入合計		495,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		13,317
	1 総務管理費	11,405
	2 徴収費	1,912
2 後期高齢者医療金		467,426
	1 後期高齢者医療金	467,426
3 保健事業費		13,857
	1 健康保持増進事業費	13,857
4 諸支出金		600
	1 償還金及び還付加算金	600
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		495,700

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成31年度から 平成32年度まで	75
情報処理業務委託料(単価契約)	平成31年度から 平成32年度まで	1,250

議第 28 号

平成 31 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

平成 31 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,568,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		697,530
	1 一般被保険者国民健康保険料	694,560
	2 退職被保険者等国民健康保険料	2,970
2 使用料及び手数料		350
	1 手数料	350
3 県支出金		2,528,395
	1 県補助金	2,528,395
4 財産収入		295
	1 財産運用収入	295
5 繰入金		328,700
	1 一般会計繰入金	267,700
	2 基金繰入金	61,000
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		2,730
	1 雑収入	2,730
歳入合計		3,568,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,368
	1 総務管理費	71,368
2 保険給付費		2,479,096
	1 療養諸費	2,168,790
	2 高額療養費	296,200
	3 移送費	100
	4 任意給付費	14,006
3 国民健康保険事業費納付金		979,428
	1 医療給付費分	696,901
	2 後期高齢者支援金等分	216,592
	3 介護納付金分	65,935
4 保健事業費		28,396
	1 保健事業費	7,409
	2 特定健康診査等事業費	20,987
5 基金積立金		295
	1 基金積立金	295
6 諸支出金		5,417
	1 償還金及び還付加算金	5,417
7 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		3,568,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成31年度から 平成32年度まで	170
情報処理業務委託料(単価契約)	平成31年度から 平成32年度まで	10,355
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	300
過 誤 調 整 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	2,000
3歳児等母親健康チェック血液検査料	平成31年度から 平成32年度まで	700
3歳児等母親健康チェック 歯科医師派遣委託料	平成31年度から 平成32年度まで	700

議第 29 号

平成 31 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

平成 31 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,464,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		711,376
	1 介 護 保 険 料	711,376
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
3 国 庫 支 出 金		789,161
	1 国 庫 負 担 金	568,912
	2 国 庫 補 助 金	220,249
4 支 払 基 金 交 付 金		877,009
	1 支 払 基 金 交 付 金	877,009
5 県 支 出 金		468,758
	1 県 負 担 金	447,482
	2 県 補 助 金	21,276
6 財 産 収 入		200
	1 財 産 運 用 収 入	200
7 繰 入 金		611,773
	1 一 般 会 計 繰 入 金	593,712
	2 基 金 繰 入 金	18,061
8 繰 越 金		5,050
	1 繰 越 金	5,050
9 諸 収 入		1,303
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	1,283
歳 入 合 計		3,464,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		103,955
	1 総務管理費	56,579
	2 徴収費	6,295
	3 介護認定審査会費	40,868
	4 趣旨普及費	213
2 保険給付費		3,127,370
	1 介護サービス等諸費	2,901,040
	2 介護予防サービス等諸費	63,930
	3 その他諸費	2,980
	4 高額介護サービス等費	50,100
	5 特定入所者介護サービス等費	101,420
	6 高額医療合算介護サービス等費	7,900
3 基金積立金		200
	1 基金積立金	200
4 地域支援事業費		227,125
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	106,528
	2 一般介護予防事業費	41,883
	3 包括的支援事業・任意事業費	78,365
	4 その他諸費	349
5 諸支出金		5,050
	1 償還金及び還付加算金	5,050
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,464,700

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成31年度から 平成32年度まで	578
情報処理業務委託料(単価契約)	平成31年度から 平成32年度まで	4,000
指定事業所管理システム使用料	平成31年度から 平成32年度まで	120
認 定 調 査 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	4,800
訪問型サービスA業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	1,000
介 護 予 防 教 室 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	700
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 (高 齢 者 介 護 予 防)	平成31年度から 平成32年度まで	350
さわやか運動教室委託料	平成31年度から 平成32年度まで	2,000
理 学 療 法 士 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	120
ささエールポイント事業委託料	平成31年度から 平成32年度まで	1,500
成 年 後 見 人 制 度 運 営 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	3,500
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	3,500
認 知 症 初 期 集 中 支 援 事 業 医 師 派 遣 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	平成31年度から 平成32年度まで	100
配 食 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	4,000
在 宅 老 人 短 期 入 所 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	250
徘 徊 高 齢 者 位 置 確 認 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	100
移 送 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	10

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
生 活 管 理 指 導 員 派 遣 業 務 委 託 料	平 成 3 1 年 度 か ら 平 成 3 2 年 度 まで	300
軽 度 生 活 援 助 業 務 委 託 料	平 成 3 1 年 度 か ら 平 成 3 2 年 度 まで	1,000
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	平 成 3 1 年 度 か ら 平 成 3 2 年 度 まで	250

議第 30 号

平成 31 年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算

平成 31 年度瑞浪市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 000 千円と定める。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		5,369
	1 予防給付費収入	5,369
2 繰入金		1,731
	1 一般会計繰入金	1,731
歳入合計		7,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		6,600
	1 居宅介護支援事業費	6,600
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		7,100

議第 3 1 号

平成 3 1 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

平成 3 1 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1, 9 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		40,500
	1 使用料	40,500
2 繰入金		700
	1 基金繰入金	700
3 繰越金		700
	1 繰越金	700
歳入合計		41,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		30,325
	1 駐車場管理費	30,325
2 公債費		11,075
	1 公債費	11,075
3 予備費		500
	1 予備費	500
基金積立金		0
	基金積立金	0
歳出合計		41,900

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成31年度から 平成32年度まで	80
駅北駐車場等管理業務委託料 (清 掃 業 務)	平成31年度から 平成32年度まで	1,000
駅北駐車場等管理業務委託料 (料 金 収 納 ・ 監 視 業 務)	平成31年度から 平成32年度まで	700
浪 花 駐 車 場 管 理 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	100
浪 花 駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	650

議第32号

平成31年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	14,800件
(2)	年間総配水量	4,500,000m ³
(3)	一日平均配水量	12,300m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	白倉地区配水区変更事業	72,000千円
	緊急時給水拠点確保事業	78,000千円
	配水設備改良事業	130,229千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,149,500千円
第1項 営業収益		932,576千円
第2項 営業外収益		216,924千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,129,800千円
第1項 営業費用		1,094,569千円
第2項 営業外費用		31,004千円
第3項 特別損失		227千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額352,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,803千円及び過年度分損益勘

定留保資金332,197千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	108,200千円
第1項 工事負担金	7,500千円
第2項 分担金	23,407千円
第3項 出資金	51,627千円
第4項 補助金	25,666千円

支 出

第1款 資本的支出	460,200千円
第1項 建設改良費	286,374千円
第2項 企業債償還金	173,826千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成31年度から 平成32年度まで	200
検 針 業 務 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	7,800
水 質 検 査 等 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	7,800
水 質 検 査 モ ニ タ ー 委 託 料	平成31年度から 平成32年度まで	1,000
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル シ ス テ ム 保 守 料	平成31年度から 平成32年度まで	300
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル 機 器 保 守 料	平成31年度から 平成32年度まで	150
配水管事故賠償責任保険	平成31年度から 平成32年度まで	460

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
A 0 コピー機機器保守業務	平成 3 1 年度から 平成 3 2 年度まで	2 3 0
平山水道併用施設管理委託料	平成 3 1 年度から 平成 3 6 年度まで	恵那市内併用施設の 管理に要した経費に 負担割合を乗じた額
水道アセットマネジメント 計 画 策 定	平成 3 2 年度	2 5, 0 0 0

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第 1 款水道事業費用のうち、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用及び第 3 項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第 1 款資本的支出のうち、第 1 項建設改良費及び第 2 項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3 9, 5 6 2 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6 5, 5 2 4 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、3, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 3 3 号

平成 3 1 年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 3 1 年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	26,500人
(2)	年間総処理水量	3,940,000m ³
(3)	一日平均処理水量	10,800m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	公共下水道管渠布設事業	108,862千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	下水道事業収益	1,184,600千円	
第 1 項	営業収益	545,956千円	
第 2 項	営業外収益	638,644千円	
		支	出
第 1 款	下水道事業費用	1,177,800千円	
第 1 項	営業費用	1,040,905千円	
第 2 項	営業外費用	133,577千円	
第 3 項	特別損失	1,318千円	
第 4 項	予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 332,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,654 千円及び当年度分損益勘定留保資金 324,346 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	367,600千円
第1項	企業債	95,300千円
第2項	負担金	4,500千円
第3項	出資金	205,720千円
第4項	補助金	62,080千円

支 出

第1款	資本的支出	699,600千円
第1項	建設改良費	164,552千円
第2項	企業債償還金 (債務負担行為)	535,048千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定物品等購入費	平成31年度から 平成32年度まで	250
水洗便所等改造資金利子補給 (平成32年度分)	平成31年度から 平成35年度まで	50
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	5,000
脱水ケーキ処理業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	54,000
薬品購入費	平成31年度から 平成32年度まで	19,000
測定検査業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	2,000
月吉処理施設 維持管理業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	5,300
日吉南部処理施設 維持管理業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	8,100
大湫処理施設 維持管理業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	4,100
月吉クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	2,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
日吉南部クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	6,100
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	800

(企業債)

第6条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業	95,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には借 入先と協定し、そ の条件に従うもの とする。ただし、 企業財政の都合に より据置期間及び 償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換す ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 116,654千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,899千円である。

平成31年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

